# 浦幌町新型インフルエンザ等対策 行動計画

平成26年12月1日

浦幌町

# 目 次

Ι	はじ	とめに	1
	1	新型インフルエンザ等特別措置法の制定	1
4	2	浦幌町インフルエンザ等対策行動計画の作成について	1
$\blacksquare$	基本	的方針	2
	1	新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略	2
4	2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	2
(	3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	
4	4	新型インフルエンザ等発生時の浦幌町の被害想定	5
į	5	行動計画の主要項目	6
	(1)	実施体制	6
	(2)	情報提供•共有	7
	(3)	予防・まん延防止	7
	(4)	予防接種	8
	(5)	医療	11
	(6)	町民の生活・経済の安定の確保	11
(	ĵ	対策推進のための役割分担	11
	(1)	国の役割	11
	(2)	北海道の役割	12
	(3)	町の役割	12
	(4)	医療機関の役割	12
	(5)	指定地方公共機関の役割	12
	(6)	登録事業者の役割	13
	(7)	一般の事業者の役割	13
	(8)	町民の役割	13
$\blacksquare$	対策	Ę	14
	1	発生段階の概要	14
	(1)	発生段階の考え方	14
4	2	各段階における対策	15
	(1)	未発生期	15
	(2)	海外発生期	18
	(3)	国内発生早期	20
	(4)	国内感染期	24
	(5)	小康期	28

## I はじめに

## 1 新型インフルエンザ等特別措置法の制定

新型インフルエンザとは、従来は人に感染することがなかった鳥インフルエンザ、豚インフルエンザのウイルスが変化して、人から人へと次々に容易に感染するようになったインフルエンザを「新型インフルエンザ」と呼びます。もとは鳥インフルエンザだったウイルスが、数十年に一度の頻度(約 10 年から 40 年の周期)で、ヒトにも感染する新しいウイルスに変化し、人から人へ感染するようになります。

新型インフルエンザには、ほとんどの人々が基礎免疫を持っていないので、パンデミック(感染症による世界的流行)が起こり、いったん発生すると、1~2年間大流行して国民の7割程度の人が感染するといわれており、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、過去に中国で発生した致死率の高いSARSや、2012 年より中東で発生しているMERS、アフリカで発生しているエボラ出血熱等、新型インフルエンザと同様に、 今後、感染力の強い新感染症が発生する可能性もあります。

国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるため、 平成 24 年 4 月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が 発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小 となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務と、 新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等 の特別措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(公布日:平成 24 年 5 月 10 日、施行日:平成 25 年 4 月 13 日、以下「特措法」という。)を制定しました。

## 2 浦幌町インフルエンザ等対策行動計画の作成について

町では、すでに、平成 21 年(2009 年)の新型インフルエンザ(A/H1N1)発生を機に、国及び道の「新型インフルエンザ対策行動計画」を基本とした、「浦幌町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定してきました。

このたび、国は特措法に基づいた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を平成25年6月に定め、同年10月に道では、「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「道行動計画」という。)を策定しました。

政府行動計画及び、道行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を 念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の高低の違い等様々な状況で も対応できるよう選択肢と、市町村における行動計画を作成する際の基準等を示してい ます。

これらをもとに、町においては、関係機関やパブリックコメントにより町民の意見を

聴いた上で、新型インフルエンザ等対策における町の基本的方針や役割などを定めた「浦幌町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「行動計画」という。)を策定しました。 なお、行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は以下のとおりです。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

# Ⅱ 基本的方針

## 1 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期の予知や、発生そのものを阻止することは不可能で、一度発生すれば感染拡大を防ぐことは難しいとされています。世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入は避けられないと考えられており、病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万が一発生すれば、健康被害は甚大となり、経済全体にも大きな影響を与えることが予測されます。

このようなことから、国や道の計画の目的に準じ、次の2点を主たる目的として対策 を進めます。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。
  - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせて、医療体制の整備のための時間を 確保します。
  - ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして、医療体制の負荷を軽減し、患者数が医療機関の受け入れ能力を超えないように努力します。
- 2) 町民の生活及び町民の経済に及ぼす影響が最小となるようにします。
  - 各地域で感染対策を行い、患者や欠勤者等の数を減らします。
  - ・ 業務継続計画を作成、実施し、医療提供の業務および町民生活と経済の安定 に関係する業務の維持を図ります。

## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて 柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパ ンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリ スクを背負うことになりかねないとしています。 また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性や感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

町としても、国の基本的な考え方を記した政府行動計画を踏まえながら、道行動計画と整合を図りつつ、本町における新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。 以下は政府行動計画や道行動計画に即した基本的考え方です。

## 取り組みの考え方

#### 1. 未発生期

発生前の段階では、「浦幌町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、発生に備えた事前の準備を周到に行い、行動計画の内容については必要に応じて見直していきます。

## 2. 国内発生期

国内(道外)発生の早期では、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに浦幌町対策本部を設置し、道内及び十勝管内での発生の可能性を想定して、行動計画に沿って医療提供や、予防接種の準備を行います。医療機関、調剤薬局、公共機関等の関係機関には、国や道からの指示や情報をタイムリーに伝達し発生に備えます。町民には、正しい情報を簡潔にわかりやすく提供します。

道内で発生した場合、国、道からの指示を受け、浦幌町対策本部を中心として、感染拡大を抑制するための対策を講じます。道が行う医療対策、まん延防止対策に協力します。

## 3. 国内感染期

国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民の生活、経済の維持のために 最大限の努力を行います。

医療提供のキャパシティを超えることが考えられるため、効率よく医療が提供できるよう、診療体制の工夫を行います。

事態によっては、地域の実情に応じて、道や政府の新型インフルエンザ等対策本部と 協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにします。

## 社会全体で取り組む感染防止策

不要不急の外出自粛、施設の使用制限、各事業所における業務縮小等による接触機会の 抑制及び、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民 に呼びかけることも必要です。

## 町民一人ひとりによる感染防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会混乱を回避するためには、 国や道、町や指定地方公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や、町民一人ひと りが感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。

## 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町の行動計画は、国、道の行動計画を基本として、町の基本方針や役割を定めたものです。

新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生したときには、特措法その他の法令、 政府行動計画、北海道行動計画や国が定めるガイドラインに即して対策を推進します。 この場合において次の点に留意した対応をします。

## (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、 医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の 使用制限要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、町 民の権利や自由に制限が加わることが想定され、その制限は新型インフルエンザ等対 策を実施するうえで必要最小限のものとします。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があること を前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

## (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法の運用については、あくまで万一の場合の危機管理のための制度であり、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるようになっています。

新型インフルエンザ等が発生しても、その病原性の程度や、抗インフルエンザウィルス薬等の有効性の有無により、緊急事態の措置が不要の場合も考えられ、必ずしもこれらの措置をとるものではないことに留意します。

## (3) 関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、政府対策本部、道対策本部等と相 互に緊密な連携を図り推進していきます。

## (4) 記録の作成、保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部においては実施に係わる記録を作成し、保存し、公表します。

## 4 新型インフルエンザ等発生時の浦幌町の被害想定

## (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザ等発生時の流行規模については、出現する新型インフルエンザウィルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点では完全に予測することは困難ですが、政府行動計画では、有効な対策を考える上で、現時点での科学的知見や過去に大流行したインフルエンザのデータを参考に流行規模を想定しており、本行動計画における被害想定についても国や道の考え方に準拠し、次のとおり推計しました。

全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は1,325人、入院患者数は1日最大4人、死亡者数は中等度で7人(致命率0.53%)、重度で21人(致命率2%)と推計されます。

なお、この推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウィルス薬等による医学的介入の影響及び効果や、現在のわが国の衛生状況等については考慮されていないことに十分留意する必要があります。

また、被害想定については、現時点でも多くの議論があり、科学的知見が十分とはいえないことから、国においては、必要に応じて、見直しを行うこととしています。

≪新型インフルエンザ等の被害想定≫

N=168,057人(平成22年10月国勢調査)

	玉	北海道	十勝	浦幌町
感染者数	32,000,000人	1,420,000 人	90,000 人	1,325人
心朱白奴	(人口の 25%)	(対国人口比 4.45%)	(対国人口比 0.28%)	(対国人口比 O.13%)
最大	25,000,000 人	1,100,000人	70,000 人	1,035人
受診者数	(CDC FluAid 使用)	(対国人口比 4.45%)	(対国人口比 0.28%)	(対国人口比 O.13%)
最大	530,000 人	24,000 人	1,500人	22人
入院患者数	(CDC FluAid 使用)	(対国人口比 4.45%)	(対国人口比 0.28%)	(対国人口比 O.13%)
最大入院	101,000人	4,500 人	280人	4人
患者数/日	(CDC FluAid 使用)	(対国人口比 4.45%)	(対国人口比 0.28%)	(対国人口比 O.13%)
死亡者数	170,000人	7,600 人	480人	7人
(中等度)	(感染者の 0.53%)	(感染者の 0.53%)	(感染者の 0.53%)	(感染者の0.53%)
死亡者数	640,000 人	28,400 人	1,800人	21人
(重度)	(感染者の 2%)	(感染者の 2%)	(感染者の 2%)	(感染者の 2%)

- ※国の数値は、国の「新型インフルエンザ等対策行動計画」における推計値 感染者数は、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告により罹患率を人口の25%とし、 その他については、米国疾病予防管理センター(米国CDC)により示された推計モデル (FluAid2.0)による。
- ※入院患者数及び死亡者数は、受診者数の上限値を基に推計。
- ※入院患者数は、流行が8週間続くという仮定のもと、中等度(アジアインフルエンザ規模)の場合の推計で、最大入院患者は流行発生から5週目の推計値。(重度はスペインインフルエンザ規模)
- (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

政府行動計画における「新型インフルエンザ等による社会への影響について」の想定 に準拠し以下のとおり想定しました。

- ・町民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次罹患します。その後 1週間から10日間程度罹患し欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後 治癒し(免疫を得て)、職場に復帰すると想定されます。
- ・ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と 考えられますが従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等(学校、保育施設等の 臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が 困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間) には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

## 5 行動計画の主要項目

行動計画による対応を(1)実施体制、(2)情報提供・共有、(3)予防・まん延防止、(4) 予防接種、(5)医療、(6)生活・地域経済の安定の確保の6つの分野に分けて以下のとおり定めます。

#### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生する前においては、行動計画の見直しや、国や道から 国内外の情報を速やかに入手します。

国が、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、北海道新型インフルエンザ等対策本部の設置に併せ、浦幌町新型インフルエンザ等対策本部を設置します。

■浦幌町新型インフルエンザ等対策本部(以下「町対策本部」という。)の設置 特措法の規定内容により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急 事態宣言」という。)を行った場合は、市町村長はただちに、対策本部を設置する ことが義務づけられたことから、浦幌町においても、平成25年3月15日に「浦 幌町新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、対策本部に関して必要な事項 を「浦幌町新型インフルエンザ等対策本部設置要綱」に定めました。

## 浦幌町新型インフルエンザ等対策本部

## ■浦幌町対策本部

(本部長) 町長

(副本部長)副町長、教育長

(本部員) 総務課長、まちづくり政策課長、町民課長、保健福祉課長、 産業課長、施設課長、町立診療所事務長、上浦幌支所長、会計管理者 議会事務局長、農業委員会事務局長、教育委員会教育次長、消防署長

(事務局) 総務課、保健福祉課

発生した新型インフルエンザ等のウィルスの病原性や感染力の強さ等から、政府が緊急事態宣言をした場合には、その措置に関して、国や道と連携し、対応します。また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜聴取することとします。

## (2) 情報提供 • 共有

## ■発生前、発生時における町民等への情報提供

町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報や、さまざまな調査研究の結果など、国や道から伝達された情報について、町民や医療機関、事業者等に情報提供します。

特に学校は、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供します。

また、情報提供にあたっては、高齢者や障がいのある方など、情報が届きにくい 方にも配慮した媒体を使用しながら、迅速な情報提供に努めます。

## ■町民の情報収集の利便性の向上

町は、発生時の情報提供体制については、関係省庁の情報、道の情報、町の情報、 指定地方公共機関の情報などを、集約して総覧できるようホームページ上に掲載し ます。

## (3) 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止対策は、健康被害を最小限にとどめ、 社会、経済機能を破綻に至らせないことが重要です。 まん延防止の考え方として、流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図る ための時間を確保します。

また、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行います。

## ■個人における対策

新型インフルエンザの予防について、手洗い、うがい、咳エチケットを励行する とともに、十分な休養や栄養摂取など基本的な感染予防の実施や感染者に接触しないための個人単位での感染予防、感染拡大防止対策の周知徹底を図ります。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、国、道より不要不急の外出をしない ことを要請されるため、国、道と連携してその取り組みに協力します。

## ■地域、職場における対策

町は、道内における発生の初期の段階から、感染拡大防止対策の周知徹底を図り、 感染対策を強化して実施するよう周知します。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、国、道より、必要に応じ、施設の使用制限の要請等が行われます。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

## (4) 予防接種

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめ、社会、経済を破綻に至ら せないためには、ワクチンの役割も重要です。

特定接種は住民接種より優先して行われます。

#### ア 特定接種

## (ア)特定接種とは

国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のことです。

#### (イ) 特定接種の対象となり得る者

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を 行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの(登録事業者)のう ち、これらの業務に従事する者。
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員

## (ウ) 基本的な接種順位

- 1. 医療関係者
- 2. 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- 3. 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)
- 4. それ以外の事業者

※実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、国の基本的対処方針により、その他の関連事項が決定します。

## (工)接種体制

a 予防接種の実施主体

#### (a)国

登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の 実施に携わる国家公務員

#### (b)北海道

・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員

## (c)浦幌町

- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員
- b 接種方法(新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員の特定接種)
  - 原則として集団的接種とします。
  - 接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

#### イ 住民接種

## (ア) 種類

- a 臨時の予防接種
  - 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行います。
- b 新臨時接種
  - 緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種として行います。

## (イ) 対象者の区分

- 以下の4つの群に分類されますが、柔軟な対応が必要となることから発生した 新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定します。
- a 医学的ハイリスク者: 呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - 基礎疾患を有する者
  - 妊婦
- b 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
- c 成人·若年者
- d 高齢者:ウィルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)
- (ウ)接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り

抑えることに重点を置いた考え方をはじめ、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し、特措法第46条2項を踏まえ、 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方等があることからこうした考え方を踏まえ国が決定します。

## A 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- (a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
  - (医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
    - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
  - (医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
    - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- (c) 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
  - (医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
    - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

# B 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- (a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
  - (医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
    - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
  - (医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
    - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
- C 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守

## ることにも重点を置く考え方

- (a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
  - (成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
    - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
  - (高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
    - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

#### (工) 住民接種の接種体制

住民接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することになりますが、接種が円滑に行われるように、接種に必要な医師等の確保については道や 関係団体の協力により確保するなど、接種体制の構築を図ります。

## (5) 医療

町内の医療機関及び上浦幌地区住民の医療の確保や感染拡大の抑制については、特 措法及び感染症法に基づく措置の実施主体である道からの要請に応じて、医療を提供 するための体制整備に協力します。

## (6) 生活・経済の安定の確保

国では、新型インフルエンザの流行規模について、全人口の 25%が罹患し、流行が 約8週間程度続くものと想定しています。

また、本人の罹患や家族の罹患等により、社会経済活動の大幅な縮小と停滞を招く とともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の国民生活を維持すること ができなくなるおそれがあるとしています。

この影響を最小限にできるよう、道、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者 等と連携し、準備を進めます。

特に、高齢者世帯、障がい者世帯等、孤立し生活に支障をきたすおそれのある世帯への生活支援(安否確認、介護、訪問看護、食事提供等)は、平時にも増して重要であり、 発生前から関係機関と支援体制について十分検討し準備を進めます。

## 6 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策については、国の行動計画や国が定めるガイドラインにおいて、具体的内容のほか関係機関の役割が示されており、対策における本町の役割は、 国、道との緊密な連携の下、次の点に留意した対応を担います。

## (1) 国の役割

- 新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、 地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援するこ とにより国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。
- ・ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO、その他の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、 新型インフルエンザ等に関する調査や研究に係る国際協力の推進に努めます。
- 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び「関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進します。
- 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、 対策を強力に推進します。

• 対策の実施に当たっては、医学公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ対策を進めます。

## (2) 道の役割

- 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、道内に 係る対策を的確かつ迅速に実施し、道内において関係機関が実施する対策を総合的 に推進する責務を有します。
- 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、 政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し 的確な判断と対応をします。
- ・ 市町村と緊密な連携を図ります。

## (3) 町の役割

- 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、 町内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する対策を 総合的に推進する責務を有します。
- 町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の 要援護者への支援に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を 実施します。
- 対策の実施に当たっては、道や近隣の町村と緊密な連携を図ります。

#### (4) 医療機関の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進します。
- 新型インフルエンザの発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力します。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努めます。

## (5) 指定地方公共機関の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前から新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、道知事に報告します。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策

を実施する責務を有します。

## (6) 登録事業者の役割

- 登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は 国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第 28 条 に規定する特定接種の対象となります。
- 新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業 継続などの準備を積極的に行います。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

## (7) 一般の事業者の役割

- 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。
- 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ 等の発生時には、感染防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれます。
- 特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が 求められます。

## (8) 町民の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前から新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に とるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの 時と同様に患者のマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの 感染対策を実践します。
- 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品や生活必需 品等の備蓄を行うよう努めます。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対 策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施す るよう努めます。

# Ⅲ 対策

# 1 発生段階の概要

## (1) 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、 事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、 予め発生の段階を設け各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく 必要があります。

行動計画においては、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内で発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを6つの段階に分類します。

段階の移行については、政府対策本部が決定することになっていますが、地域での 発生状況はさまざまであるため、状況に応じて、国と協議の上で道が判断することと しており、町においては、段階に応じて行動計画で定められた対策を実施することに なります。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりには進行するとは限らないこと、特措法に基づき、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化します。

## ≪発生段階≫

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 道内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態又は 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の 接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 感染拡大→まん延→患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまって いる状態

## 2 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要 6 項目の個別の対策を記載します。 新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状態が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。 対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にします。

#### (1) 未発生期

#### 状態:

- ■新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ■海外において、鳥等の動物のインフルエンザウィルスが人に感染する例が散発的に 発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

#### 目的:

- ■発生に備えて体制の整備を行う。
- ■国、道、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

#### 対策の考え方:

- ■新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず行動計画等を踏まえ、国、道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進します。
- ■新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関しての周知及び、継続的な情報 提供を行います。
- ■国、道、国際機関等からの情報収集等を行います。

## ① 実施体制

## 【浦幌町行動計画等の作成】

・特措法および政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画 を策定し、必要に応じて見直します。

【体制の整備および国、道との連携強化】

・新型インフルエンザ等の発生に備え、道が実施する訓練等で連携体制の確認を行い、体 制整備の強化を行います。

# ② 情報提供・共有

#### 【情報収集】

- 新型インフルエンザ等対策に関する国内外の情報を収集します。
  - \*主な情報収集源

世界保健機関(WHO)、国立感染症研究所、道、北海道感染症情報センターなど。

#### 【継続的な情報提供】

- ホームページや広報、チラシなど各種広報媒体を活用し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策などに関する情報提供を継続的に行います。
- 咳エチケット、手洗い、うがい等、感染拡大を防ぐために、各個人が取り組まなけれ ばならない感染対策の普及を図ります。

#### 【体制整備】

- 新型インフルエンザ等の発生時に、町民からの相談に応じる相談窓口(保健福祉センター)について周知を図ります。
- 道や関係機関等とメールや電話を利用して、緊急に情報を提供できる体制を構築します。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容 (対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、 対策の実施主体)や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについて は決定しておきます。

## ③ 予防・まん延防止

#### 【個人における対策の普及】

- 町民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的感染予防の知識を全段階に おいて普及します。
- 町民に対し、自らの発症が疑わしい場合は、道の「帰国者・接触者相談センター」に 連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等 の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。
- 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図ります。

#### 【地域対策、職場対策】

- 地域や職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行います
- 新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行います。

#### 【防疫措置、疫学調査等の連携】

• 国が実施する疫学調査に協力するため、医療機関等との連携体制を整備します。

## 4 予防接種

#### 【特定接種の位置づけ】

• 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員をはじめとした地方公務員については、町が実施主体となり接種を行います。

## 【特定接種の準備・基準に該当する事業者登録への協力】

国がらの要請に基づき、登録事業者に対する登録作業に係る周知等に協力します。

- 国からの要請に基づき、国が実施する登録事業者の登録に協力します。
- 特定接種の対象となる町職員を把握し、厚生労働省に報告します。また、国の要請に 応じて、登録事業者等の集団的接種体制構築に協力します。

## 【住民接種の位置づけ】

・ 実施対象者は、全住民です

#### 【住民接種の準備】

- 特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく町民へのワクチン接種を速やかに行うため、政府行動計画で示された接種の考え方を踏まえてワクチン需要量を把握します。
- 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本町以外の市町村における接種を可能にするよう道と連携を図ります。
- 速やかに接種できるよう、国、道、事業者、学校関係者等と協力して接種に携わる医療従事者の体制や接種の場所、接種の時期の周知予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

## 5 医療

 新型インフルエンザ等が発生した場合に備えて、道の指示のもと、町内の医療機関と 診療体制について検討します。また、上浦幌地区の住民の医療の確保(本別町の医療 機関の受診)について、道と連携して体制整備に協力します。

# ⑥ 生活・経済の安定の確保

#### 【物資、資材の備蓄について】

- 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な消毒薬等感染防止に必要な物品を備蓄し、 医療施設の設備の整備について検討します。
- 新型インフルエンザ等感染期には、食料品、生活必需品が確保できるよう、生産、物 流事業者と連携を図ります。

## 【新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援】

- 要援護者(高齢者、障がい者等)の名簿を作成し、作成後も定期的に最新の名簿に 更新し発生時に速やかに対応できるようにします。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合の要援護者への生活支援について、速やかに必要な支援が提供できるよう、社会福祉協議会、介護支援事業者等に協力を依頼し、体制整備を行います。
- 要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、診療、食事の提供等)、搬送、死亡 時の対応等に備えて具体的支援を検討します。

## 【火葬能力等の把握】

火葬場の火葬能力を考え、一時的に遺体を安置できる施設について検討を進めます。

## (2) 海外発生期

#### 状態:

- ■海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ■国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ■海外においては、発生国、地域が限定的な場合、流行が複数の国、地域に拡大している場合等、様々な状況。

#### 目的:

- ■新型インフルエンザ等の国内侵入をできる限り遅らせ、早期発見に努めます。
- ■国内発生に備えて体制の整備を行います。

## 対策の考え方:

- ■新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いですが、その場合は病原性、感染力等が高い場合にも対応できるよう、国、道と連携しながら強力な措置をとります。
- ■対策の判断に役立てるため、国、道などを通じて海外での発生状況、新型インフル エンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- ■海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内(道内)発生に備え、国内 (道内)発生した場合の対策について的確な情報提供を行います。
- ■国内発生および道内発生を遅らせるために国が実施する検疫等に協力するとともに、道内発生に備え、生活、経済安定のための準備、要援護者への支援体制の確認、 予防接種の準備等、体制整備に努めます。

## 1 実施体制

## 【体制強化等】

- 毎外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合は、国、道の動向を見極めながら情報収集に努め、対策本部の設置にむけた準備を進めます。
- 国が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、国が決定した基本的対処方 針を確認し、行動計画に基づく準備をします。また、季節性インフルエンザと同等程 度と同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断する場 合には、季節性インフルエンザ感染症法等に基づく各種対策を実施します。

## ② 情報提供・共有

## 【情報提供】

• 国や道から発信された情報を町民に提供し、注意喚起を行います。また、情報の提供に あたっては、情報の集約、整理、一元的な発信に努めます。

## 【情報共有】

国、道や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムで的確な状況把握を

行います。

#### 【相談窓口の設置】

• 道からの要請に基づき、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を保健福祉センター内に設置し、国の Q&A 等に基づき適切な情報を提供します。

## ③ 予防・まん延防止

#### 【感染対策の実施】

• 町民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。

## 4 予防接種

## 【特定接種の実施】

• 国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員をはじめとした地方公 務員に対して、本人の同意を得て特定接種を実施します。(集団接種)

## 【特定接種の広報・相談】

特定接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(保健福祉センター)等について、ホームページ等で周知を行います。

#### 【住民接種】

• 全町民が速やかに接種できるよう、町内医療機関と協議し、具体的な接種体制の準備 を進めます。道と連携して、町外医療機関での接種(本別町他)についても接種体制 の準備を進めます。町民には、ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や接種 順位、接種場所等の具体的な情報提供を行います。

# 5 医療

• 町は、道からの要請に基づき、帰国者・接触者外来の周知や受診勧奨、患者の移送、 搬送体制の準備等に協力します。

## ⑥ 生活・経済の安定の確保

## 【要援護者対策】

• 要援護者対策の協力依頼先である社会福祉協議会、介護支援事業者等に情報提供を行い、国内発生に備え支援体制の確認及び準備を行います。

## 【一時的な遺体安置施設等】

• 火葬能力を超えた場合の、一時的な遺体安置施設等の確保準備を行います。

## (3) 国内発生早期

#### 状態:

- ■国内のいずれかの都府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての 患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ■道内では新型インフルエンザの患者は発生していない状態。
- ■道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学 調査で追うことができる状態。

#### 目的:

- ■国内での感染拡大をできる限りおさえます。
- ■患者に適切な医療が提供できるよう、道と連携しながら医療機関に協力します。
- ■感染拡大に備えた体制の整備を行います。

#### 対策の考え方:

- ■流行のピークを遅らせるため、基本的な感染対策の実践と、国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合は積極的な感染対策等をとります。
- ■医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、道と連携しながら町民への積極的な情報提供を行います。
- ■国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、生活及び経済の安定の確保のため の準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。
- ■住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速や かに実施します。

## ① 実施体制

#### 【実施体制】

• 国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は、対策本部の設置にむけた準備 を進めます。

#### 【浦幌町新型インフルエンザ等対策本部の設置】

- 国が「緊急事態宣言」を行った場合、速やかに対策本部を設置し、国の基本的対処方 針を踏まえて行動計画に基づいた対応を行います。
- 国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知します。

## ② 情報提供・共有

#### 【情報提供】

• 国、道が発信する情報(地域の感染状況等)や今後実施される対策について、ホームページ、広報等で町民に情報提供を行います。学校や保育施設、職場等での感染拡大

防止策についての情報を適切に提供します。

• 個人レベルでの感染対策や、感染が疑われたり感染した場合の対応(受診方法等)を周知します。

#### 【情報共有】

• 国、道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報 共有を継続し、的確な状況把握を行います。

#### 【相談窓口体制の充実、強化】

- 相談窓口(保健福祉センター)の周知徹底を図り、体制の充実強化を図ります。
- 要支援者に対する情報提供に関しては、地域包括支援センターや社会福祉協議会、介護支援事業者等の関係機関や民生委員等と連携して周知を図ります。情報入手が困難な視聴覚障がい者については、必要に応じて個別に理解しやすい手法で情報提供を行います。

## ③ 予防・まん延防止

- 国、道等からの要請に応じ、感染対策の周知や取組等に協力します。
- 国、道等からの要請に応じ、住民、事業所や福祉施設等の感染対策の周知や、学校、 保育施設の休校措置等への対策や取組等に協力します。
- 町民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。

## 緊急事態宣言がされている場合

- 道が住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の 外出の自粛や基本的な感染予防策の徹底を要請することに協力します。
- ・ 道が実施する、学校、保育所等に対する施設使用制限(臨時休業や入学試験の延期等) の要請や、要請に応じない学校、保育所等に対する指示等に対して協力します。
- 道が実施する、学校、保育所等以外の施設に対する職場を含めた感染対策の徹底の要請や、要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対する施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請等に対して協力します。
- 道と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、道からの要請に応じ、その取り組み等に協力します。

## ④ 予防接種

## 【住民接種】

• 国が示す接種順位により、パンデミックワクチン供給が可能になり次第、町民周知を 図り、住民接種を開始します。病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う 予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく 接種であるため、自らが接種の有無を決めることができるよう、必要な情報を積極的に提供します。

• 接種の実施に当たり町内医療機関、町外医療機関(本別町他)の協力を仰ぎながら、 利便性と効率性を重視し、会場、時間帯を設定して接種を開始します。

# 緊急事態宣言がされている場合

・ 国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う臨時予防接種は、接種を緊急に実施するものであり、接種の目的や優先接種の意義等を町民にわかりやすく伝えることが重要です。ワクチンの有効性、安全性についてや接種の時期、方法、相談窓口等の周知徹底を図り、町民が混乱することがないように努めます。

## 5 医療

道が主に行う医療整備等の対策について、情報を積極的に収集するとともに、国、道からの要請に応じてその取り組みに協力します。

## ⑥ 生活・経済の安定の確保

#### 【要援護者対策】

- 要援護者対策の協力依頼先である社会福祉協議会、介護支援事業者等に情報提供を行い、生活必需品、食料品などの買い物の代行や配付、内服薬の受け取り代行等必要な支援を行います。
- 新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者については、 患者や医療機関から要請があった場合には、国及び道と連携し、必要な支援(見回り、 食事の提供、医療機関への移送等)を行います。

## 【遺体の火葬・安置】

- 病原性が高い新型インフルエンザ等に対しては、道と連携し、遺体の搬送作業や火葬作業のために使用する手袋や不織布製マスク、非透過性納体袋等を確保します。※非透過性納体袋は道が必要に応じて配付
- 臨時遺体安置所を設置し、遺体を安置する場合は、遺体の保存を適切に行います。

## 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行います。

#### (ア) 水の安定供給

- ・ 水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切 に供給するために必要な措置を講じます。
- (イ) サービス水準に係る町民への呼びかけ

• 道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけます。

## (ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

・ 道等と連携し、生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、町民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図ります。

## (4) 国内感染期

#### 状態:

- ■新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ■感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ■道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
- ■道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学 調査で追うことができる状態。
- ■道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)

#### 月的:

- ■健康被害を最小に抑えます。
- ■医療体制を維持します。
- ■生活及び経済への影響を最小限に抑えます。

#### 対策の考え方:

- ■感染拡大を防ぐため、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り 替えます。
- ■道と連携して、道が主に行う医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会、経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について説明するため、積極的な情報提供を行います。
- ■医療体制を維持するため、重症患者数をなるべく少なくして負荷を軽減し、必要な患者が適切な医療を受けられるよう、国、道と連携して健康被害を最小限にとどめるよう努めます。
- ■事業所の欠勤者の増大が予測されますが、生活や経済の影響を最小限に抑えるため 必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。
- ■受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ体制が整いしだい実施します。
- ■状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小または中止を図ります。

## 1 実施体制

#### 【基本的対処方針の変更】

 国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、道と連携して、 速やかに国の方針に沿った対応を行います。

#### 【緊急事態宣言】

• 国により「緊急事態宣言」がなされた場合、速やかに浦幌町新型インフルエンザ等対

策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえて行動計画に基づいた対応を行います。

- 道が緊急事態措置の必要な区域に指定された場合は、国の方針を踏まえた対処方針を 決定します。
- 町が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく北海道知事による代行、応援等の措置の活用を行います。

## ② 情報提供 • 共有

#### 【情報提供】

- 浦幌町新型インフルエンザ等対策本部を中心として、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供を行い、町民への広報を継続します。
- 道と連携して、引き続き個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた町内の医療体制を周知し、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に周知します。また、感染が疑われたり、感染した場合の対応(受診方法等)を周知します。

#### 【情報共有】

• 国、道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報 共有を継続し、的確な状況把握を行います。

#### 【相談窓口体制の充実、強化】

- 相談窓口(保健福祉センター)の周知徹底を図り、体制の充実強化を図ります。
- 要支援者に対する情報提供に関しては、地域包括支援センターや社会福祉協議会、介護支援事業者等の関係機関や民生委員等と連携して周知を図ります。情報入手が困難な視聴覚障がい者については、必要に応じて個別に理解しやすい手法で情報提供を行います。

# ③ 予防・まん延防止

- 国、道等からの要請に応じ、事業者への感染予防対策の周知協力、公共交通機関(患者輸送バス等)での感染予防対策の周知協力、学校等の臨時休業の実施に関する対策等に協力します。
- 町民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。

## 緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行います。道と連携し、積極的に情報収集するとともに協力します。

・ 道が行う、学校、保育所等や施設等に対する施設の使用制限(臨時休業や入学試験の 延期等)や感染予防対策の徹底の要請等に協力します。

## ⑤ 予防接種

#### 【緊急事態宣言がだされていない場合】

- 国が示す接種順位により、引き続き予防接種をします。
- 国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供をします。
- 接種の実施に当たり、国、道と連携して、全町民が速やかに接種できるよう、接種体制をとります。

# 【緊急事態宣言がされている場合】

・ 住民接種について、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法に基づく臨時の予防 接種を行います。

## 6 医療

#### 【在宅で療養する患者への支援】

- 道と連携し、関係機関や団体等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行います。
- 道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ町内の医療体制の情報提供や町民への周知等に協力します。

## ⑦ 生活・経済の安定の確保

• 道等からの要請に応じ、事業者への感染予防対策の周知や町民への消費者としての適切な行動についての呼びかけ等の取組に協力します。

# 緊急事態宣言がされている場合

#### (ア) 水の安定供給

★国内発生早期の記載を参照。

## (イ) サービス水準に係る町民への呼びかけ

道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延し た段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを 町民に呼びかけます。

#### (ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

- 道等と連携し、生活及び経済の安定のために物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、 買占め及び売惜しみが生じないよう、調査監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。
- 道等と連携し、生活関連物資等の需給や価格動向等、実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに必要に応じ、町民からの相談窓口や情報収集窓口の充実を図ります。

• 道等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるお それがあるときは、適切な措置を講じます。

## (工) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

 道からの要請に応じ、国、道と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への 生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対 応等を行います。

## (オ) 埋葬、火葬の特例等

- ・ 道からの要請に応じ、国、道と連携し、可能な限り火葬場の火葬炉を稼働させます。
- 道からの要請に応じ、国、道と連携し死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において火葬又は埋葬を円滑に行うことが困難と なった場合、国が緊急の必要があると認め当該町以外の市町村長による火葬又は 埋葬の許可等の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応します。
- ・ 道の実施する遺体の火葬及び埋葬において、広域的手配や遺体の搬送の手配等の 実施について協力します。

## (5) 小康期

## 状態:

- ■新型インフルエンザ等の患者の発生が減少して、低い水準でとどまっている状態。
- ■大流行はいったん収束している状況。

## 目的:

■生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。

## 対策の考え方

- ■第二波の流行に備えるため、第一波に関する評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- ■第一波の収束及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供します。
- ■情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- ■第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

## ① 実施体制

#### 【基本的対処方針の変更】

小康期に入ったことにより、国が基本的対処方針を変更した場合は、道と連携して、 速やかに国の方針に沿った対応を行います。

## 【緊急事態宣言がされている場合】

• 国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小又は 中止します。

## 【対策の評価、見直し】

• 各段階における対策に関する評価を行い、行動計画等の必要な見直し等を行います。

#### 【対策本部の廃止】

• 国において緊急事態解除宣言がされた際には、速やかに対策本部を廃止します。

## ② 情報提供・共有

## 【情報提供】

- 引き続き、利用可能な媒体等を活用して第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。
- 町民等から寄せられた問い合わせ等をまとめ、情報提供のあり方を評価して見直しを 行います。

#### 【相談窓口の通常化】

• 国、道からの要請を踏まえて、保健福祉センターに設置した相談窓口を通常の相談体

制へ戻します。

# ④ 予防・まん延防止

- 国、道からの要請により、海外での発生状況等について、渡航者等への情報提供や注意喚起の内容の見直し内容について市民に周知します。
- 引き続き、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を周知します。

# ⑤ 予防接種

## 【住民接種】

• 流行の第二波に備えて、新臨時接種を進めます。

## 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

• 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国、道と連携 して、第二波に備えて、特措法に基づく住民接種を行います。

## ⑥ 医療

• 道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ協力します。

# ⑦ 生活・経済の安定の確保

• 国、道が行う市民や事業者への呼びかけ等に協力します。

# 附属資料

# 【用語解説】 政府行動計画より

※アイウエオ順

#### インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。 人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面 にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性 の違いにより亜型に分類される。 (いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これ らの亜型を指している。)

# ○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

## ○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、 ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人 へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

#### 〇 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 致死率(致命率 Case Fatality Rate) 流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

## 〇 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

## O パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

## 〇 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。